相模原市立総合体育館,相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、相模原市体育館における指定管理者選考の評価票

【資料1】

相模原市立総合体育館,相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、相模原市体育館における評価基準

上記４施設の評価は、次のとおりです。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの委員５名の評価得点を合計して、もっとも高い得点だった法人その他の団体が指定管理者候補団体として選考されます。

Ⅰ 事業計画

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
1	管理運営に対する基本方針等 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・本市の総合計画、施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針となっているか。 ・指定管理者となる意義や責務を認識しているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（ア　管理運営に対する基本方針等）
2	施設等の維持管理の計画・内容 （S：12点、A：9点、B：6点、C：0点）	・日常的な維持管理について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。 ・定期的な維持管理（法定点検、自主点検等）について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。 ・施設や設備の修繕計画等の取組みが示されているか。		S・A・B・C		／12	・事業計画書（イ　施設等の維持管理の計画・内容）
3	年間事業計画の理念・内容 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・年間事業計画の理念や内容が施設の設置目的や市の施策に合致しているか。 ・年間事業計画の理念や内容が、公園（運動施設を含む）や体育施設の現状や抱える課題を踏まえたものとなっているか。 ・成果指標に対する各年度の目標値は明確かつ合理的なものとなっているか。 ・施設や計画されている事業が広く周知されるような取組（広報媒体の活用、ホームページの作成）の提案がされているか。		S・A・B・C		／8	・事業計画書（ウ　年間事業計画の理念・内容）

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
4	市民サービス水準の確保及び向上 （S：12点、A：9点、B：6点、C：0点）	・市民サービス水準の確保に対する方針が示され、その内容が平等利用や公共施設として問題ないものであるか。		S・A・B・C		／12	・事業計画書（エ　市民サービス水準の確保及び向上）
		・競技大会開催時の運用計画や、大規模な競技大会の受入れに向けた環境整備の取組みが示され、その内容が適切であるか。					
		・利用料金は、利用区分及び金額が適切か。					
		・参加料を徴収しない自主事業で、利用者増加を図るための工夫がされているか。					
		・参加料を徴収しない自主事業で、利用者サービス向上を図るための工夫がされているか。					
5	団体独自の発想に基づく提案 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・企画提案事業の目的や内容は市民ニーズを踏まえた効果的なものか。		S・A・B・C		／8	・事業計画書（オ　団体独自の発想に基づく提案(企画提案事業及び自主事業)）
		・提案された事業を当該施設で実施する意義が明確か。また、その内容が公園やその施設の特色を活かしたものか。					
		・提案された事業の参加料の設定は募集要項の仕様に沿ったものになっているか。					
6	管理に必要な人員の配置 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・事業計画書の人員配置で安定した管理運営が可能か。		S・A・B・C		／8	・事業計画書（カ　管理に必要な人員の配置）
		・専門的な資格、技術、経験を有する者が適切に配置される体制となっているか。					
		・定期的に園内を巡視し、利用に係る指導等ができる体制となっているか。					
		・人材確保に向けた適切な採用計画は示されているか。					

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
7	利用者満足度・利用者ニーズの把握 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・利用者満足度調査の手法の提案がされ、その手法は適切であるか。		S・A・B・C		／8	・事業計画書（キ　利用者満足度・利用者ニーズの把握）
		・利用者満足度調査以外の利用者ニーズの把握方法が提案されているか。					
		・利用者からの相談、苦情等を受け、迅速に対応するための体制が整備されているか。					
		・利用者の要望やニーズをサービス改善に反映させる体制が整備されているか。					
8	地域活性化に資する取組 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・地元雇用に配慮しているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（カ　地域活性化に資する取組） ・様式１（委託業務予定表） ・様式３（障害者や高齢者、市民の雇用状況）
		・再委託等に当たって、市内事業者等（※）の活用がされているか。					
		・市や地域団体との協働に関する提案がされているか。					
						／64.0	

※市内事業者等とは、市内事業者等とは市内業者、準市内業者、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体（シルバー人材センター等）及び市内に所在する障害者優先調達推進法第2条第4項に定める障害者就労施設等をいう。

Ⅱ 管理を行う能力

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
9	申請団体の経営状況 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・団体の経営状況は、安定しているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（ケ　申請団体の経営状況） ・決算資料　等
		・その施設を管理するに当たり、団体の資力は十分か。					
		・団体の規模に比して多額の借入金がないか。					
		・多額の投機的な支出がないか。					
		・財務書類等は、適切に作成されているか。					
10	組織・人員体制 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・指定管理者として有効に機能する組織体制・人員体制が構築されているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（コ　組織・人員体制）
		・職員、従業員に対して必要な研修を適宜実施しているか。					
11	雇用及び労働条件 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・労働諸法の遵守がされているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（サ　雇用及び労働条件） ・様式２（団体等の労働条件） ・様式３（障害者や高齢者、市民の雇用状況）
		・従業員の労働条件（労働時間、健康管理、ワーク・ライフ・バランスへの配慮等）は適切か。					
		・高齢者の雇用に配慮しているか。					
12	申請団体の事業実績 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・過去に施設管理、事業の実施など類似する業務の実績はあるか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（シ　申請団体の事業実績） ・様式４（団体等の事業実績）
		・指定管理・管理委託等の実績はあるか。					

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
13	施設の安全、衛生管理等の体制 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。 ・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。 ・衛生管理に対する取組が十分か。 ・現金の管理方法が適切であるか。		S・A・B・C		／8	・事業計画書（ス　施設の安全、衛生管理等の体制）
14	個人情報保護及び情報公開の体制 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・個人情報保護方針を定め、適正な個人情報保護体制がとられているか。 ・書類等の管理方法が具体的に示され、その内容が適切であるか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（セ　個人情報保護及び情報公開の体制）
15	公共性への取組 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・地域団体や自治体等と協働して実施した事業等の実績があるか。 ・企業活動としてのボランティアなど奉仕的な取組がされているか。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（ソ　公共性への取組）
16	法令等の遵守 （S：4点、A：3点、B：2点、C：0点）	・法令遵守（コンプライアンス）の取組がされているか。 ・情報セキュリティの確保に向けた取組が十分か。 ・法定雇用障害者数の達成に向けた取組が十分か。		S・A・B・C		／4	・事業計画書（タ　法令等の遵守） ・様式３（障害者や高齢者、市民の雇用状況） ・様式６（情報セキュリティに関する書類）
					0	／36.0	

Ⅲ 収支計画・経費的効果

		評価の視点		評価	得点	配点	主な評価資料
17	収支計画の妥当性 （S：8点、A：6点、B：4点、C：0点）	・収入の見込は適切か。 ・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。		S・A・B・C		／8	・様式５（収支予算書）
18	経費的効果	※「指定管理料の削減」及び「利益の還元」の合計得点				／12	
	指定管理料の削減	[下記計算式により採点を行う] （上限額－提案額）÷（上限額－最低提案額）×　配点 ※計算結果における小数点以下の端数は、四捨五入するものとする。 ※上限額と最低提案額との差が1%未満である場合は、全ての申請団体について、一律、配点の50%を得点とする。 ※「収支計画の妥当性」がC評価の提案については、計算式の算定基準から除外するとともに、その得点を０点とする。				(／8)	・様式５（収支予算書）　※提案額のみ
	利益の還元	[下記の基準により採点を行う] 利益の還元に関する提案が無い又は具体性に欠けている。：１点 利益の還元方法が具体的に示されている。：２点 （利益の還元割合又は還元額が示されている場合については、想定される効果に応じて、更に２点まで加点することができる。）				(／4)	・事業計画書（チ　利益の還元） ※任意提案項目
					0	／20.0	

【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（18は除く）の評価の方法】

◎ 申請者の提案等が、評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。

○ 申請者の提案等が、評価の視点を満たしている。

（評価）

S 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、かつ、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の３分の２以上である。

A 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の３分の２未満である。

B 全ての項目に「○」がつく（◎はない。）。

C 「◎」又は「○」がつかない項目がある。

※　指定管理者候補団体の最低基準点は、評価基準の評価の得点（選考委員５名の合計得点）が３６０点以上とする。ただし、評価項目に「C」の評価がある場合は、別途、指定管理者としての適格性について協議を指定管理者選考委員会において行う。